

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                              |
|-------|-----------------------------------|
| 43    | 千葉市 母子保健法による健康診査に関する事務<br>基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

千葉市は、母子保健法による健康診査に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

千葉市長

## 公表日

令和3年10月26日

## I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務     |  |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称                   | 母子保健法による健康診査に関する事務   |
| ②事務の概要                   | 母子保健法第12条第1項の健康診査の実施又は同法第13条第1項の健康診査の実施若しくは健康診査を受けることの勧奨に関する事務   |
| ③システムの名称                 | 保健医療・衛生情報システム、業務共通システム(府内連携システム／統合宛名システム)、中間サーバ  |
| 2. 特定個人情報ファイル名           |  |
| 母子保健法による健康診査情報ファイル       |  |
| 3. 個人番号の利用               |  |
| 法令上の根拠                   | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一49の項<br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第40条第3号 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 |  |
| ①実施の有無                   | [ 実施する ] <選択肢><br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定   |
| ②法令上の根拠                  | 番号法第19条第8号 別表第二69の2の項<br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第38条の3                                      |
| 5. 評価実施機関における担当部署        |  |
| ①部署                      | 千葉市保健福祉局健康福祉部健康支援課   |
| ②所属長の役職名                 | 課長   |
| 6. 他の評価実施機関              |  |
| なし                       |  |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   |  |
| 請求先                      | 〒260-8722 千葉市中央区千葉港2番1号 千葉中央コミュニティセンター2階<br>千葉市役所 総務局 総務部 政策法務課 市政情報室 043-245-5716   |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ |  |
| 連絡先                      | 〒261-8755 千葉市美浜区幸町1丁目3番9号 千葉市総合保健医療センター2階<br>千葉市役所 保健福祉局 健康福祉部 健康支援課 043-238-9925  |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |  |
|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                       | [ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和2年1月6日 時点  |
| 2. 取扱者数                                |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ] <選択肢><br>1) 500人以上<br>2) 500人未満   |
| いつ時点の計数か                               | 令和2年1月6日 時点  |
| 3. 重大事故                                |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ] <選択肢><br>1) 発生あり<br>2) 発生なし   |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類  |              |          |  |
|--|--------------|----------|--|
| [ 基礎項目評価書 ]  |              |          | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |              |          |  |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)                           |              |          |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]    |          |  |
| <選択肢>  |              |          | 1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                         |
| 3. 特定個人情報の使用   |              |          |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か                          | [ 十分である ]    |          |  |
| <選択肢>  |              |          | 1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                         |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か                  | [ 十分である ]    |          |  |
| <選択肢>  |              |          | 1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                         |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託   |              |          |  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]    |          |  |
| <選択肢>  |              |          | 1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                         |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)                     |              |          |  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]    |          |  |
| <選択肢>  |              |          | 1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                         |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続  |              |          |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]    |          |  |
| <選択肢>  |              |          | 1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                         |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]    |          |  |
| <選択肢>  |              |          | 1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                         |
| 7. 特定個人情報の保管・消去  |              |          |  |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か                                      | [ 十分である ]    |          |  |
| <選択肢>  |              |          | 1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                         |
| 8. 監査  |              |          |  |
| 実施の有無  | [ ○ ] 自己点検   | [ ] 内部監査 | [ ] 外部監査   |
| 9. 従業者に対する教育・啓発  |              |          |  |
| 従業者に対する教育・啓発   | [ 十分に行っている ] |          |  |
| <選択肢>  |              |          | 1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない                   |

## 变更箇所